

農業者年金

「現況届」の提出をお忘れなく!

農業者年金を受給している方は、平成19年6月30日までに「現況届」を提出する必要があります。(平成18年7月1日以降の裁定者および支給停止解除者については、今回の現況届は必要ありません)

現況届を提出しないと、提出するまでの間、農業者年金の支給が一時停止されますのでご注意ください。

なお、受給していた方が亡くなった場合には、死亡届の提出が必要となります。死亡届を提出していない遺族の方は、至急農業委員会事務局までご連絡ください。

「現況届」の提出場所

- 市役所内農業委員会事務局
- 赤羽根支所窓口係
- 渥美支所窓口係



魅力がいっぱい!

新しい農業者年金

1 積立方式の確定拠出型年金
加入者・受給者数に左右されにくく、一生涯受給できる終身年金です。

2 農業従事者は広く加入可能

国民年金1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する20歳から60歳未満の方なら誰でも加入可能。農地

を持つていない農業者や配偶者、後継者などの家族従事者でも加入することが出来ます。また、脱退も自由で、

それまで支払った保険料は将来、年金として受け取ることが出来ます。

3 保険料を自由に選択

保険料は月額2万円から最高6万7千円まで千円単位で自由に選択できます。また、農業の経営状況や老後設計に応じていつでも見直すことが出来ます。

4 税制面でも大きなメリット

支払う保険料は全額社会保険料控除、また、受給する年金は公的年金等控除の対象になります。

5 80歳までの保証がついた年金

加入者や受給者が80歳前に死亡した場合、死亡一時金として、80歳まで受け取ると仮定した金額が遺族に支給されます。

6 認定農業者などの担い手には

保険料助成
認定農業者など、一定の要件を満たしている場合には、基本保険料(2万円)のうち、国から最高半額の助成があります。

相続税納税猶予制度

相続税納税猶予とは?

農家が相続税を支払うために、農

地を部分的に手放したりすることを防ぐことで、農業経営の維持を図ると創設された制度です。

農業相続人が農業を営んでいた被相続人から農地などを相続し、引き続き農業経営をしていくと認められる場合に、相続税の納税が猶予されるというものです。

猶予される税額は?

農地の評価額のうち、農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予します。そして、期限までに一定の条件を満たすと、納税が免除されます。

農業投資価格：農地などとして売買が行われた場合に、通常成立すると国税局長が認めた価格

免除される一定の条件

- 農業相続人が死亡した場合
- 申告期限から20年が経過した場合
- 農業相続人が特例の適用を受けた農地などの全部を、農業者に生前一括贈与した場合

なお、農地の管理が不適切な場合には、猶予税額と利子税を合わせて納付することになってしまいます。農地などはいつも良好に耕作し、保全管理に努めるようにしましょう。

農業委員会審査件数

平成18年1月～12月

農地法3条関係

農地などについて、権利の設定または所有権を移転する場合の手続き

種類	件数	面積
計	174	31万9314㎡
売買	107	12万0525㎡
交換	15	1万6510㎡
贈与	25	5万7862㎡
質貸借	11	1万5193㎡
使用貸借	16	10万9224㎡

農地法4条関係

自己所有の農地を農地以外の用途にする場合の手続き

種類	件数	面積
計	31	1万8169㎡
許可	12	6483㎡
届出	19	1万1686㎡

農地法5条関係

農地などを農地以外の用途にするための権利の設定または所有権を移転する場合の手続き

種類	件数	面積
計	124	9万0591㎡
許可	79	7万0822㎡
届出	45	1万9769㎡

農業経営基盤強化促進法

種類	件数	面積
計	335	71万6632㎡
貸借	200	50万0860㎡
売買	135	21万5772㎡